

概要版

# 紀の川市人権施策基本方針

〔第三次改定版〕

一人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めますー



令和8年(2026年)3月

紀の川市

## 人権に対する取り組みの経緯と広がり

本市では、全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年(2006年)12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を施行しました。平成19年(2007年)3月には、「紀の川市人権施策基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定し、総合的な人権施策の推進に努めてきましたが、さらにこれまでの取り組みの成果や課題を見極め、新たな人権問題に対応するため、平成28年(2016年)に第一次改定を、令和3年(2021年)には第二次改定を行っています。

しかし、近年、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)など、インターネットを介した誹謗中傷や「同和問題(部落差別)」に関して特定の地域を被差別部落であると指摘するような投稿による人権侵害をはじめ、外国籍等の(帰化により日本国籍を取得した人を含む)や性的マイノリティへの理解不足から起こる誤解や不適切な対応、こどもへの虐待行為、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等さまざまな場面や関係性におけるハラスメントの発生など、人権を取り巻く状況は、複雑で多様化しています。このような状況の中で、全ての市民が幸福を実感できる社会を実現するためには、人権尊重の精神の確立と全ての人が共生できる社会の実現に向けた取り組みが一層求められます。

社会の状況や人権に関する法令・計画などの動きと相まった「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を令和6年(2024年)3月に全部改正した後に「人権に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)を実施しました。その結果などを参考に、紀の川市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本方針の第三次改定を行いました。

今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、全ての人の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでいきます。

## 人権施策基本方針の基本的な考え方

### 1. 人権尊重のまちづくりの理念

紀の川市民は、世界人権宣言の第1条にある「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」に掲げられた5つの主文及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」にあるように、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、不当な差別等を禁止し、差別的取り扱いを行わないよう指導及び助言の取り組みを進めます。

全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現をしていくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。このような認識に立ち、従来の基本理念を継承し、人権に対する総合的な取り組みを市民との協働と連携により引き続き推進します。

#### 【基本理念】

人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現

## 2. 人権施策の目指すべき方向性

基本理念である、「人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現」を目指していくためには、市民・事業者・市との協働と連携により、それぞれの対象者による主体的な取り組みが必要です。

そのため、それぞれの対象者自らが、社会の構成員として義務と責任を負っていくことを自覚し、心と行動をともにして、お互いの人権を尊重していくことが求められています。

基本理念を実現していくため、次の目指すべき方向性を基準として人権施策を展開し、地域社会全体で人権尊重のまちづくりを推進します。

### 【目指すべき方向性】

#### ● 個人の尊厳の尊重

人間は「いのち」の大切さを尊び、人間としての尊厳や個性が尊重されることが、人権を支える根拠となっています。

このように、個人の尊厳が尊重される社会において、個人が自己実現を図り、より多様で多彩な価値を創造し、活気ある地域社会を形成していくことを目指します。

#### ● 人権の平等性の保障

人権は、性別や年齢、障害、社会的身分、民族、国籍を問わず、全ての人に対して同じように保障されなければなりません。

このように、誰もが法のもとにおいて平等であり、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有し、教育や就職の機会を与えられ、社会に参画することで、市民一人ひとりが社会的な責任を果たすことができる地域社会の形成を目指します。

#### ● 多文化共生社会の形成

全ての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、自分の人権だけでなく他人の人権についても正しく理解し、その権利に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことを理解しなければなりません。

そのため、異なる文化や歴史、生活習慣をお互いに理解し合い、人の和を尊ぶとともに、多様性に満ちた社会を生み出し、さまざまな個性を有する人々がともに共生していくことで、豊かで活力ある地域社会の形成を目指します。

## 人権施策の推進

### 1. 人権教育・啓発の推進

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、市民全体に広めていく必要があります。全ての市民が互いの人権を尊重する社会を構築していくには、家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していくことが大切です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民・事業者・市との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、総合的な人権施策の推進に努めます。

#### ■人権教育・啓発の基本的な考え方

- ① 人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり
- ② 市民・事業者・市との協働と連携による地域づくり
- ③ 多様性を認め、個性と能力を發揮できる環境づくり
- ④ 人権課題へ取り組む、自律した人づくり
- ⑤ 成長過程に応じた環境づくり

#### ■人権教育・啓発の目標

- ① 人権の基本理念に対する認識を深める
- ② 人権が共存する社会の実現を図る
- ③ 他者の身になって考え、行動できる態度を身につける
- ④ 一人ひとりが自発的に学ぶ

### (1) 人権教育

人権教育とは「人権尊重の精神のかん養（無理をしないでゆっくと養い育てること）を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）で、その実現のためには、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

#### ① 家庭における人権教育

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで、重要な時期です。子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように支援します。

また、介護や支援を必要とする高齢者や障害のある人に対する虐待、DV問題、ひきこもり、こどもであっても介護の責任を担わされているヤングケアラーの問題等、家庭にはさまざまな人権にかかわる問題が内在し、外部から見えにくく、状況を把握しにくい現状があります。虐待等の被害者やヤングケアラー等が支援を求める声を上げやすい相談・支援体制の充実を図ります。

## ② 就学前教育・保育、学校における人権教育

幼稚園・保育園・認定こども園においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進めます。さらに、自分の考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり、問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。

## ③ 社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。

また、こどもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

## （２）人権啓発

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。言い換えれば、「人権とは何か」「人権の尊重とはどういうことか」「人権を侵害された場合に、これを排除し、救済するための制度がどのようになっているか」等について正しい認識を持つことが必要です。

さらに、人権に関わる国内の法令や国際条約など、基本的な知識を市民に広く伝えるだけでなく、さまざまな手法による人権啓発を通じ、人権に関する正しい知識を身につけ、感性を高めることにより、人権侵害に対する気づきから学びを深め、一人ひとりが差別意識の解消への取り組みを進めるとともに、自他の生命の尊さや、お互いの違いや個性を尊重し合う多様性の容認と共生の心を育む社会の実現につながります。人権が尊重される社会を目指す人権施策の取り組みとして、市民の理解と共感を得られるよう2つの視点から人権啓発を推進します。

### ① 市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取り組みを行うことが必要です。

## ② 企業等への人権啓発

企業等は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任と役割を担っています。

不公正な採用や男女間の賃金格差、配置や昇進の格差をはじめ、長時間労働による過労死、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のさまざまなハラスメント（嫌がらせ）、不当な差別などの問題への対応は、多様な人々により構成される企業等の価値に対する評価に大きく関わっています。

企業（事業所）では、職場における人権尊重の原則が守られるよう、実態に応じて自主的、継続的に従業員等関係者に対する人権啓発活動を展開することが求められます。

### （３）人権教育・啓発を担う人材の育成及び資質の向上

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。そのため、市職員、就学前教育・保育関係者、学校教育関係者、社会教育関係者、消防職員、医療・保健福祉関係者、市議会議員などの職業に従事する者は、市民一人ひとりの人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあり、その職務の遂行にあたっては常に人権意識を持って臨むことが求められます。人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することができるよう、それぞれの職場で行われる人権研修を積極的に受講し、また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。

## ２．相談・支援・救済の推進

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、国の機関や公益財団法人や歌山県人権啓発センターなどと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障害のある人等の個別相談については、各担当課で相談窓口を設けています。しかし、複雑化、多様化する人権課題に対しては、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要となっています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図ることが必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な支援体制やNPO等の市民団体との連携・協力も必要であるとし、令和6年(2024年)「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を全部改正して、不当な差別をなくすために相談支援体制の充実を明記しました。市民の人権を擁護する使命を担い、人権を侵害される行為やそのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言や行動を行うなど、人権を守るために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

### （１）相談・支援・救済体制の充実・強化

#### ① 人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、人権侵害を受けた被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。また、複雑化、多様化する人権相談に対応するため、国や県、関係機関等との連携・協力を努めます。

## ② 救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人など、国や県（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターなど）、NPOや和歌山弁護士会等の民間支援団体などと密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

これまでも差別事件が発生した場合は、紀の川市人権問題処理委員会で、その問題の解決や処理を迅速に実施してきましたが、今後はさらに庁内体制を整備し、救済体制の充実を図ります。

しかしながら、従来の救済体制だけでは、複雑化、多様化する人権問題について迅速・柔軟な対応を行うことや、差別や虐待などの人権侵害を受けた被害者を真に救済することは困難です。

人権侵害から被害者を救済するための実効性のある人権救済制度を確立するよう県と連携し、国に対しさまざまな機会をとらえて働きかけを行っていきます。

## ③ 人権侵害の予防に向けた取り組みの推進

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐなど、内容に応じて積極的かつ柔軟な対応を図ることで、市民の人権や権利を脅かすような事象が発生しないよう予防に向けた取り組みを推進します。

また、市が実施する調査を活用し、人権に関する市民意識を把握するなど、関係部署と連携しながら問題把握に努めます。

## （２）擁護・保護機能の充実

### ① 権利擁護システムとの連携

高齢者や障害のある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活が送れるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

### ② 被害者の保護機能の充実

虐待やDV、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が安心して暮すことができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援を行います。



## 分野別人権施策の推進

### 1. 同和問題

同和問題は、元来何の違もない、同じ人間を偏見や差別意識により、不合理な形で、基本的人権及び自由が侵害され続けてきた人権問題です。今後も重要な人権課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、不合理な同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要と考えます。また、一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、「差別の意識を次の世代へと残さない」ことを意識できるよう啓発に取り組む必要があります。

今後も一層、人権教育・啓発に取り組み、差別意識の解消を目指すとともに、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。

### 2. 女性の人権

「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取り組みを推進します。

また、男女がともに人権を尊重して歩いていける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。

### 3. 障害のある人の人権

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障害のある人やその家族に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。

また、障害のある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

### 4. こどもの人権

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と市が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、こどもの夢や未来を応援する施策を推進します。

子どもや子育て家庭への見守り支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、支援が必要な問題が生じた場合には、速やかに連絡と救済ができるよう整備し、継続した見守り体制の充実を図ります。

いじめ問題への取り組みとして、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめから子どもたちを守るとともに、早期に相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取り組みを、地域ぐるみで支援する体制の強化を推進します。

## 5. 高齢者の人権

---

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの推進に向けて取り組みます。

高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人との関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取り組みを推進します。

## 6. 外国人の人権

---

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介や外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

## 7. HIV(エイズウイルス)感染者やかつてハンセン病を患った人、難病などの患者の人権

---

HIV感染症やハンセン病、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援します。

このような観点から、HIV感染症やハンセン病、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

また、新型コロナウイルスの流行に対しては、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別等を防ぐため、正しい情報の発信や相談支援体制の整備に努めます。

## 8. 犯罪被害者とその家族の人権

---

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

## 9. 犯罪加害者とその家族の人権

---

刑を終えて出所した人が、真摯に更生し、地域社会の一員として生活を営むために、更生保護活動を行う団体等に対する支援に努めるとともに、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を推進します。

## 10. 情報化社会における人権

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

## 11. 働く人の人権

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取り組みを推進します。

## 12. 性的少数者の人権

多様な性のあり方について正しい知識や理解を深め、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指して取り組みます。

## 13. 社会情勢の変化等により顕在化しているさまざまな人権

環境問題、自死遺族の人の人権、避難所等自然災害における人権侵害、生活困窮者や社会から疎外された人々の人権、北朝鮮当局による拉致問題や、その他にも医療現場における患者の人権、独自の文化や伝統を有するアイヌの人の人権、近年DV等の被害者となるケースが増えつつある男性の人権、中国からの帰国者に対する人権、開発途上国の貧困な生産者・労働力に関する人権問題、ひとり親世帯・婚外子（非嫡出子）やその母親・児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、紛争や戦争がもたらす人権侵害などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行います。

### 施策の総合的な推進

- 人権教育・啓発を推進するため、各部署が責任をもって主体的に取り組んでいきます。また各部署の個別対応では課題の解決が図れない事態等に対しては、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があることから、さらなる庁内体制の充実を図ります。
- 人権施策推進課は人権に関する取り組みの推進役としての役割を果たすとともに、本計画の進捗状況を把握し、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。
- 人権問題の解消を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深めながらネットワーク形成を強化します。
- 庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットを推進します。